

特集記事「国と地方の連携」

「公害苦情相談の現場から」

公害紛争処理制度の効果的な運用を図るためには、住民からの日常的な公害苦情相談を受け付ける市区町村、公害紛争のうち都道府県の域内で発生した調停事件等を担う都道府県公害審査会等と裁定事件等を担う公害等調整委員会の三者の間の連携をより一層緊密化し、それぞれの役割分担を踏まえて、公害苦情や公害紛争の迅速かつ適正な解決に努めていく必要があります。

平成 30 年度は、「国と地方の連携」をテーマとして全 4 回にわたり特集記事を掲載します。

第 1 回は、「公害苦情相談の現場から」をテーマとした座談会を開催しましたので、その概要を掲載します。

出席者は、当委員会の公害苦情相談アドバイザーをお願いしている、上野邦夫アドバイザー（板橋区資源環境部環境政策課生活環境保全係長）、利光泰和アドバイザー（元大分市環境部長）、藤本正典アドバイザー（元福岡市環境局環境監理部長）及び当委員会事務局長の川淵幹児の 4 名です。

◆ 公害苦情相談の現状

川淵事務局長：本日は、機関誌『ちょうせい』の座談会にお集まりいただき、ありがとうございます。近年の公害紛争は、相隣関係に由来する公害の比率が増加する中で、従来の型にはまらない様々な形態がでてきており、紛争を円滑かつ納得性の高い解決に導くためには、



川淵事務局長

私ども公害等調整委員会と地方公共団体との連携は、ますます大事になってきているところです。そこで、私どもが発行している機関誌「ちょうせい」では、平成 30 年度は、「国と地方との連携」について、様々な形で取り上げてまいります。

その第一弾の企画として、本日は豊富な実務経験をお持ちの公害苦情相談アドバイザーの皆様にお集まりいただき、公害苦情相談の現状等について意見交換をしようというものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは最初に、皆様からそれぞれの経歴と、最近の公害苦情相談の取組の中で感じておられることなどを、簡単にご紹介いただけたらと思います。

上野アドバイザー：上野です。東京都板橋区資源環境部環境政策課生活環境保全係に所属しています。専門は化学で、板橋区採用後は16年ほど保健所に勤務し、現在の公害規制に移って11年目が終わろうとしているところです。公害規制の業務では、土壌汚染対策を得意分野としておりますが、化学物質関係など公害全般の業務にも対応しています。



元来、板橋区は工場が多い土地で、1981年には6,000ぐらいの工場がありましたが、現在は宅地化が進み、3,500ぐらいに減ってきています。このような変化の中で、公害苦情もこの10年で随分様変わりしてきています。工場の跡地に大型マンションが建つことにより、お隣も工場であった時には、双方が「お互い様」と納得していた悪臭や騒音が、新しく越してきたマンションの住民の皆さんからの公害苦情の対象となってきています。また、特段の健康被害が出ていない場合であっても、規制基準の遵守を求めて苦情を出される方が増えてきているのかな、ということ最近の状況です。

利光アドバイザー：利光です。昭和53年から37年間、化学の技術職として大分市に勤務し、平成27年3月の定年退職後は、再任用で、同じ大分市環境部環境対策課で、大気保全、水質保全といった業務に携わっております。

大分市は、重工業のプラントが大変多く、製造業の出荷額は九州でトップ、全国でも上位になります。このため、大分市には公害規制に関わる職員が17名程おり、一般的な法令規制や、各種の苦情相談対応を行っています。

最近の公害苦情相談の傾向として、旧来の典型的な、いわゆる発生源(企業、工場)対申立人(住民)という構図もありますが、それに加えて、相隣関係、あるいは市民の生活由来の困りごと、中には典型7公害とはあまり関係がない事例も苦情の多くを占めてきています。これらの中には、法令的には問題がないケースもあり、近隣への配慮不足やマナーの欠如といったものが原因となっているケースも多く見られます。



このようなことから、一般的に、この10年、20年前と比べると、公害苦情相談を処理するのに要する時間が随分長くなったなど、感じるようです。また、市の組織のスリム化等により、公害苦情担当者の忙しさが増してきており、職員が苦情処理に係る各種のスキルを磨くための時間が、どうしても少なくなっているように感じています。また、皆さんしっかり頑張っておられますが、すっきりした解決に至る事例が少ないようで、総じて、疲労感を感じている市町村の職員が多いのではないかなと感じています。

藤本アドバイザー：藤本です。私は、お二人と経歴が若干違ってまして、福岡市役所に獣



藤本アドバイザー

医として採用されました。最初の10年ぐらいは、いわゆる動物管理センターや保健所などを主に回っておりました。その後、環境関係の部署に異動となり、最終的には、環境関係に一番長く携わりました。苦情関係業務は、公害の苦情だけでなく、動物関係や食品関係なども経験してまいりましたので、他の分野での経験も交えてアドバイスができればと思っています。現在は、福岡市保育協会に勤務しておりますが、昨今、騒音などで保育所の建設反対が各地で起きています。そこで、実際に保育所に寄せられる苦情というのはどういうものか、そして保育所はどう対応しているのか、といったアンケート調査を行ったりしています。

福岡市は商業都市で、大規模な工場はないところで、公害苦情としては近隣のものの比率が高い傾向にあります。また、福岡空港、新幹線などの鉄道、幹線道路が集積しているため、交通関係の苦情もかなりありました。福岡空港については市街地にあることから、過去には夜間飛行禁止等を求める訴訟が提訴されたこともあります。

公害苦情については、ネット社会となってきた中で、住民の皆さんが規制について独自に判断することができようになってきたことによる苦情が増えてきているように感じています。

◆ ブロック会議や都道府県主催研修会へ出席してみても

川淵事務局長：公害紛争処理の仕組みは、国だけではなくて都道府県、それから市町村でも担っているところですので、私どもの大きな役割の一つは、都道府県、市町村と密接に連携しながら、全体として役割を果たしていくということでもあります。そのため、当委員会においては、毎年6月に、公害紛争処理連絡協議会を開催し、各都道府県公害審査会の会長等や、担当職員の方にお集まりいただき、情報の交換や共有を行っております。

また、毎年秋には、全国6ブロックで公害紛争処理関係ブロック会議及び公害苦情相談員等ブロック会議を開催しております。私も昨年7月に事務局長に就任後、10月には東海・北陸ブロック会議、11月には中国・四国ブロック会議に自ら出席しました。皆様も、アドバイザーの立場で参加していただいておりますが、会議に出席してみて、ブロック会議の有用性、あるいは現場職員の苦労などを感じられたと思います。あるいは、今後さらにブロック会議をこんな風に活用していったら良いのではないかという感想もあるかと思います。皆様には、都道府県が開催する市町村の公害苦情担当者等向けの研修にも、講師として出席いただいておりますが、これらの会議を通じて感じられたことについて、ご意見等いただければと思います。

上野アドバイザー：私は、宇都宮市で開かれた、関東・甲信越・静岡ブロック会議に参加しました。ブロック会議にアドバイザーとして参加するのは、これが初めてだったものですから、各地域の条例や規則等、色々と異なるところですし、地域性も大きく関わってくるのではないかと想定され、実のところかなり不安要素というものもありましたが、実際に参加してみて、どこの自治体でも同じ悩みを抱えており、同じような苦情があるんだなという印象を持ちました。

また、先日、石川県での市町村職員向けの研修会に講師として参加してきました。その時の事例なのですが、ある市において騒音計を持っているにも関わらず、騒音測定をしていないという自治体がありました。初めは、やはり客観的な判断材料として、数値を計って苦情者等に示すということは絶対に必要なのではないかなと思いましたが、地域によっては、計らないことで解決できていることもあるのではないかと考えさせられました。苦情処理の一つの根幹といいますか、「相手が何を言っているか」、「何を求めているか」ということを見極める、そういった意味で、アドバイザーとして参加させていただき、非常に勉強になりました。過去に、私も受講生としてブロック会議に参加し、アドバイザーからのコメントで「目からウロコ」といった経験もありまして、とても勉強になった記憶があります。今、私自身がアドバイザーとなったわけですが、恩返しのため、各自治体の公害苦情担当者にとって何かの一助になれば、という思いで取り組んでいるところです。

利光アドバイザー：私はこれまで、九州・沖縄ブロック会議と中国・四国ブロック会議の2つにアドバイザーとして参加させていただきました。ご参加いただいている市町村の職員の方々は、大変熱心に討論されておりました。皆さん、何とか公害苦情を良い方向に持っていきたいという大変強い意欲を持たれていると感じたところです。

また、福岡県と京都府がそれぞれ主催された、市町村の公害苦情担当者向けの研修会にも参加させていただきました。そこで感じたのですが、地方公共団体の公害苦情担当職員は、どうもそれぞれで孤立して苦情処理を対応しているという状況が見てとれました。そういった意味でも苦情処理に関する情報交換の場をぜひ提供してほしい、これは熱望されているのだと思います。



〈ブロック会議の様子〉

その課題にどう対応していくかということですが、例えば、できるだけ多くの都道府県が、市町村職員を対象とした研修会を定期的を開催することで、一定の効果が期待できるのではないかと考えています。その会議には、我々アドバイザー、あるいは、都道府県下のベテランの市町村職員の方に講師や助言者として参加をしていただく、ということがあっていいのではないかと考えています。都道府県下で比較的長く公害苦情に携わっているベテラン職員というのは、必ずおられます。そういう方を発掘できれば、長い目で見たときに、私どもと同じような公害苦情相談アドバイザーの候補にもなりうると思っております。公調委には、各都道府県に対して、こういった市町村職員を対象とした研修会の開催を、その意義をしっかりとご理解いただくということも含めて要望していただければと思っております。

藤本アドバイザー：福岡県主催の研修会に出席して感じたことですが、私は福岡市という政令市に所属していたわけですが、政令市は、自分のところで一応は処理を完結できる権限が与えられています。さらに、組織も比較的大きいので、例えば、環境保全課の中には大気、水質、騒音振動に対応するそれぞれの係があって、苦情もそれぞれで対応します。それに引き換え市町村では、1人か2人で全ての業務をこなさなければならないことが多くみられ、また、政令市であれば当然技術職が担当すると思われる業務でも、事務職が担当される場合も多いようです。そのような状況の中で、多岐に渡る公害苦情を処理していくのは、なかなか難しい面があるかと思えますし、少数の事務職が取り組まれていることに、頭が下がる思いがしています。



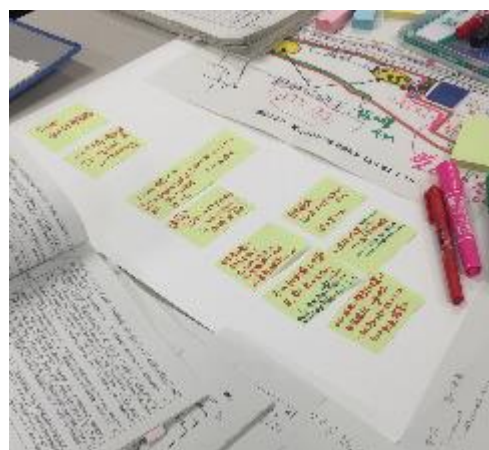
川淵事務局長：私も、ブロック会議に参加して感じたことですが、現場の方は本当に限られた資源の中で苦労しながらやっておられ、頭が下がるなと思いがしました。一方で、どうしても公害苦情処理という枠の中でどうしようかというところで悩んでおられるような印象があり、もう少し色々な部署や機関との連携、あるいは情報交換をしながら実質的な解決策を探っていけば、上手くいくのではないのかということも感じました。

アドバイザーの方からは、まさにそういう点について、的確な助言をしていただいているので、参加した方からは、非常に良い助言や有益な情報をもたらったという意見が多くありました。また、少人数でのケーススタディー的な討議を多くのブロックで取り入れましたので、それも、実際の苦情相談に即した形で色々なアドバイスを参加者同士が経験に基づきできたという意味で、良かったと思います。そうしたところを、今後もより強調して素材として提供していければ、実際に現場で苦労している方々の支援になるのではないかと考えております。

先ほど利光アドバイザーより都道府県主催の研修についてご意見をいただいたことですが、まさに今、私ども事務局の中で、自治体との連携の場としての研修会の支援のあり方を検討しているところです。ブロック会議は、原則人口10万人以上の市区を対象に開催しており、市町村は全国で千数百あるわけですから、すべての市町村にご参加いただくのはなかなか物

理的に難しいところです。では、参加対象となっていない市町村には、どのような支援ができるのか、公調委が発行している「ちょうせい」や「公害苦情処理事例集」を通じた情報提供以外に何かできないかというところで、都道府県主催の研修会ですと、全市町村が参加していただけるでしょうから、そのような場にアドバイザーの皆さんに行っていただく、あるいは公調委からも出かけて行って、色々な情報提供をする、逆に市町村の生の声を聞くという機会になるのではないかと考えています。

今でも個別に全国の市町村訪問を実施していますが、訪問数に限界がありますので、一番効果的、効率的に情報提供・情報収集ができるのは、おそらく都道府県主催の市町村が集まる研修会に参加することではないかと思っております。現在、都道府県単位の研修会は20府県で行われており、既に開催されているところには、公調委も積極的に参加させていただき、それ以外の都道府県にも、都道府県と市町村の連携が非常に有効だということをPRして、開催を働きかけていくということにより国と地方との連携強化に繋がりたいと思っております。



〈都道府県主催研修会の様子〉

◆ 公害苦情処理へのモチベーション

川淵事務局長：公害苦情処理に携わる職員の方々のモチベーションをどう喚起していくかというのも、1つの大きな問題ではないかと考えます。仕事の先輩であるアドバイザーの皆様、あるいは都道府県などのベテランの職員の方々から、現場の職員、特に若手に対して、仕事のやりがいや仕事を仕上げたときの達成感等々について積極的にお話いただく機会も重要ではないかと思えます。

上野アドバイザーは現職として公害苦情処理に当たっていますが、若手職員のモチベーションについてはどのようにお考えですか。

上野アドバイザー：若い公害苦情担当者へのケアについては、私も、指導的な立場にいますので、常に考えているところで、中には、苦情処理の際に「自分の言葉が足りないからこじれたんだ」、「自分の対応が悪かったんじゃないか」、「自分が法律を知らないためにこじれてしまったんだ」と、自責的に悩みをため込んでしまい、結果としてメンタルをやられてしまう

方も結構多くいます。なので、私どもの職場では、そういう仕事上の悩みを吐き出せるような職場づくりをしているところです。それは、係・上司と苦情を共有して、組織として対応する、ということです。組織として対応、そのためには、しゃべりにくい雰囲気は一切なくして、とにかくしゃべることで共有して、例えこじれたとしても、組織として対応できる姿勢、体制づくりに励んでいます。

川淵事務局長：様々な公害苦情がある中で、一見、公害紛争の形をしているけれども、実はお隣同士の感情のもつれが原因であるといった、公害以外の要素が入っていることも、実際には多くあると思います。そういうところをどう解きほぐすかということですが、特に事務職の方は、様々な部署を回り、住民と関わってきておられますからそういう意味での経験というのが豊富にあると思いますし、例えば事務職の方に他部局、他機関との連携を積極的に図っていただくと、まさに事務職の方の特性が生かされると考えます。事務職の方は、公害そのものについて、あるいはその技術的な知見は技術職に一步譲るところがあるかもしれませんが、事務職の特性を活かした積極的な貢献というの、実は期待できるのではないかと感じました。

利光アドバイザー：私もその通りだと思います。やはり目線の広さという点では、事務職の方の方が多様な行政経験を積んでおられますから、そういったことをメリット、あるいはアドバンテージという形でご認識いただければ、決して気後れすることのない現場対応ができるのではないかなと思います。

先日、ある新聞の中で紹介されていたのですが、「言葉の力は仕事の力」というタイトルの記事がありまして、言葉の力をしっかり身につければ、相手の思いをしっかりと聞く力、あるいは間に入ってしっかりと伝えていく力、こういったものが養われてくるのでは、ということで、私、この記事を早速職場の若い職員に回覧しました。こういった、言葉の力を磨くことによって仕事の力を高めていくという行為は、何も苦情処理に限ったことではないですよ。ある意味では、市町村職員が退職するまでずっとついて回る大変大切なスキルだと思いますので、そういうスキルを、公害苦情というものを通じて自身の力にしているのだという、そういう思いで苦情処理に携わっていくことで、達成感とか、何かいい方向で心の糧にしてほしいと思います。

藤本アドバイザー：現在の公害苦情担当の職員の方々のモチベーションについてですが、確かに、昔は公害に関わる仕事は人気が高くて、花形の職場だったのですが、今は苦情処理があるからといった理由で結構敬遠されています。昔は、例えば水質、河川は環境基準を超え、大気質も大きな交差点では環境基準を超えているのが当たり前でした。これらをクリアしていく、環境をきれいにしていく、という大命題があって、そのために我々は取り組んでいるというモチベーションがあったような気がします。その取組の一つとして苦情処理を行っていたわけです。

ところが、それから20数年が経って、現在は、環境基準を超えているところがまずない。その中で、局長が先ほどおっしゃったように、公害苦情に別の目的の苦情も含まれてくるようになってきた。公害担当部局自体にも、昔は「改善」という目標があったけれども、

現在は「維持」ということになっていることもあって、職員全体のモチベーションが下がっているのかなと思います。

そこで、先ほど局長や上野アドバイザーが「組織で対応する」ということをおっしゃられたとおり、私も研修会やブロック会議でも、「他を巻き込め」ということを言ってきました。たらい回しにするのではなくて、苦情があったときには他部局を巻き込んで、どうやって処理していくかということを多角的に考えるようにしたらどうかと話しています。苦情処理では、自分の中にため込んでしまって、土曜、日曜も悶々として気に病むぐらいなら、とにかく他を巻き込んで、複数で対応するようにしなさいということを、若い方々には伝えていきます。

川淵事務局長：住民の皆様からの苦情を受け付ける仕組みというのは、国にも総務省が行っている行政相談がありますが、各自治体にもあると思います。公害苦情相談が、その全体の中の一つのチャンネルになっており、住民の方がどういうところに不満を持っているかというところの一つの窓口になっていると考えれば、自然と、解決の方法というのは自分のところだけで抱えるのではなくて、色々なところと連携しながらやるということになると思いますし、まさに住民と接している最前線なんだ、住民の声を聞く最前線なんだという捉え方ができれば、職員の方々の気もち方も変わってくると思います。アドバイザーの皆様方、それから私どももそうですけれども、色々な形で現場の職員の方々をできるだけ元気づけるようなことを、これからもやっていければと思います。

◆ 国・都道府県に期待すること、アドバイザーの可能性



川淵事務局長：これまでのお話と重複するところもあるかと思いますが、国、それから都道府県に期待すること、こんなことをやっていただけたらということがありましたらお話いただければと思います。また、その中でアドバイザーの皆様は非常に大きな役割を負っておられると思いますし、関係者からの期待も大きいと思いますが、今後、アドバイザーとしてどのようなことができるか、貢献できるかという可能性についても併せてお話いただければと思います。

上野アドバイザー：東京 23 区では、係長会、あるいは課長会という定期的な集まりがあり、各区お互いに情報共有や意見交換というのを行っています。そこでの経験上、実はそういう場を設けると、色々な題材に対して、意見が結構でてきます。そういう、意見の言いやすい「場」というのを作っていただくと助かるかな、と思います。公調委ではブロック会議をやっていますし、都道府県でも研修会を行っているところもあるようですので、これからも引き続きこういった「場」を作り提供していただくとすごくありがたいかなと思います。アドバイザーとしては、これからますます勉強しなければならないと思っています。

利光アドバイザー：国や都道府県に期待することとしては、国、都道府県、市町村の全体として、公害紛争処理をいかに活性化していくか、ということだと思います。その中で、先ほども申し上げましたが、都道府県の研修会を、できるだけ多く開催していただき、そこで得られた課題があれば、またこれについて練っていく。そして、これを継続していくべきだと思います。

アドバイザーとしては、これはもう公害苦情相談員等に対してしっかりした助言をさせていただくということに尽きると思います。あらゆる機会を捉えて助言ができるように、私どもも応えていきたいと思っています。

藤本アドバイザー：都道府県に期待することですが、市町村の公害苦情処理の技術的なレベルアップのために、公害苦情相談員等のための駆け込み寺的なものがあると市町村の方は安心できるのではないかなと思います。細かいことや素朴な疑問であっても、簡単に聞くことができるような仕組みがあるといいのかなと思います。

それから、市町村同士、特に近接するところがネットワークをうまく作ればいいのではないかと思います。水圏にしても大気にしても繋がっているわけで、風速 1 メートルだと 1 時間で 3.6 キロ進みます。そういったときに、初動対応というのが非常に重要になってくる場合があります。日頃から連絡を取り合う間柄になっておくと、かなり良いのかなと思います。

川淵事務局長：それは、困ったときに話を聞いてくれる機関や組織、人、そういうネットワークを持っておくと、随分違うのではないかということですよ。

藤本アドバイザー：例えば、騒音計を買うと 1 台 20～30 万円しますし、数年に一度の検定も必要ですが、どこかの自治体が 1 台持っておけば、年がら年中使っているわけではないですから、融通しあうこともできると思います。

川淵事務局長：ネットワークが機能していれば、自治体間で測定機がどこにあるかをお互いに把握し、貸し出す時に使い方も併せて教えてあげることができるということなんじゃないかな。

上野アドバイザー：確かに、基礎的な事項は、聞きづらいことではあるんですよ。そんなことも知らないの、なんて思われたらどうしよう、みたいな感じで。

藤本アドバイザー：そうなんです。だから、そういう些細なことも日頃電話一本で聞ける間柄になっておくと良いと思うんです。例えば、私が現役の時には同じ政令市の北九州市との間に、困ったことがあれば部長同士や担当者レベルで話をできる関係を作っていました。

川淵事務局長：色々な関係のつくり方があるでしょうね。例えば、一つの県の中で、県の出先機関を中心に幾つかの市町村が日ごろ交流しているということであれば、そういう単位で集まれるようにしておくとか、それぞれの実情に沿ってやり方があるでしょうね。

◆ 苦情相談担当者へのアドバイス

川淵事務局長：最後になりますが、現場の担当者へのアドバイスとかメッセージを皆様よりひと言ずついただければと思います。

上野アドバイザー：常に後輩にも言っていることですが、「傾聴」という言葉ですね。耳を傾ける。単に聞くのではなくて、心から何を言っているのかということ聞いてあげなさいと。申立者と直接対応の場合、相手の目を見てきちっと傾聴してあげることによって解決するというケースも多々ありますし、自分の経験からも、傾聴の大切さはいつも後輩には言っております。



利光アドバイザー：ブロック会議、あるいは都道府県主催の研修会の時に、私が最後に必ず触れさせていただくことが三つあります。

その一つは、苦情処理はそれだけを見ますと非常にネガティブな側面が先行するところがありますが、先ほどもお話しましたように、多方面の行政分野に通じるスキルを、苦情処理を通じて磨いているんだという思いで、プラス思考がしっかりなされれば、苦情処理に日々向き合うということの心の負担を、少しでも軽減ができるのではないかなということ。

二つめは、先ほど上野アドバイザーからお話もありましたが、やはり苦情処理の中で、職員が心の健康を害するときの多くは、個別事例に職員個人が入り込んでしまうということで、職員ご本人にとっては負担が大きくなる場所ですから、どんな平易な事例でも、日ごろからチームで事例にあたるということを習慣づけておくというのが大事だということ。

三つめは、また心の健康ということになってきますが、決してあまり自分を追い込むことではないということです。苦情の質の変化とか、それに対応する職員の気苦労というのは、何もその市町村職員、その方固有のものではなく、全国的な傾向であるということ、皆さんしっかりご認識いただいて、どこの自治体も同じようなことでもがいているんだということ、少し心の栄養にしていいただければと思っています。

藤本アドバイザー：私は冒頭に申し上げましたけれども獣医です。獣医が化学とか騒音とか物理をやること自体が、そもそも変でしょうとよく言っています。だから、自分は事務職だからとか、自分で色をつけずに、住民に対して積極的に向き合っただけであればと思っています。

そのとき一つだけ申し上げているのは、規制基準とか、そこにあまり縛られずに視点を変えて、これはなかなか難しいと思いますけれども、苦情者側の視点にできるだけ寄り添った形で立って、苦情者のアノイアンス、いわゆる不快感をどうやって減らすことができるかという観点で取り組んでいただければ、良いのかなと思います。いきなり全く知らない職場へ配属されて、それで苦情処理をせよ、と言われたら、法律を盾にするしかないと思いますけれども、それだけではなかなかうまくいかないで、そこで視点をちょっと変えてやっていたら良いなということを思っています。

市町村の方の中には、よく大気とか水質とかの苦情になると、それは県の管轄、保健所の仕事だからと言われることがあります。そこはやはり対住民ということで、住民の方が不快感に思っているということであれば、所管している法律ではなくても、まずは現場に行ってくださいということも大切なのかなと思います。そうしないと、時として大事故に結びつくことがあります。川に変なものが流れているという苦情があっても、それは保健所ですねと言って話を切ってしまうと、それが例えば毒物だったときには、取り返しがつかないことになります。現場に行くと、検体をちょっとでも採取しておけば原因究明につながる可能性もあります。

とは言え、公害苦情相談担当の皆さんは、よくやっておられると思います。

川淵事務局長：今回、様々な視点から、ある意味私ども公害等調整委員会事務局への叱咤激励もいただきましたし、現場の職員に対してのメッセージになる言葉もいただきました。私どもはアドバイザーの皆様とともに、これからも自治体職員の皆様を色々な形で支援していきたいと思っておりますし、実際これからいろんな活動の中でもっと現場に出て行き、担当職員の方と触れ合って、私どもも色々と学ぶことがあると思っております。

「ちょうせい」を読んでいただいている皆様方には、そういったことでご期待いただきたいと思っておりますし、私どもと共に相携えて、より支援を強めていきたいと思っておりますので、アドバイザーの皆様にも、今後ともさらにご協力をお願いしたいと思います。

本日は、誠にありがとうございました。

(平成 30 年 3 月 22 日開催)